

東大阪市上下水道局公告第上 9 号

制限付き一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）
第 1 6 7 条の 6 第 1 項の規定により公告する。

令和 8 年 9 月 1 日

東大阪市上下水道事業管理者 江 原 竜 二

令和8年9月1日

制限付き一般競争入札実施要領

制限付き一般競争入札対象工事を下記のとおり執行しますので、申請される方は、「**建設工事制限付き一般競争入札に関するご案内(水道)**」を熟覧のうえ、東大阪市電子入札システムを用い、規定の様式に基づき指定する申請・入札日時において提出してください。

入札の対象となる工事について

工 事 件 名	(R8ポ-2) 日下中区配水池機械設備更新工事
施 工 場 所	東大阪市日下町一丁目6番2号(日下中区配水池)
工 期	契約日翌日 から 令和9年3月17日まで
工 事 概 要	設計図書のとおり
予 定 価 格	31,800,000円(消費税及び地方消費税を含まない。)
最 低 制 限 価 格	事後公表(契約締結後、遅滞なく公表する。)
支 払 条 件	前払金40%以内、残額完工検査後払
工 事 ラ ン ク	C

入札の日程等について

申 請 ・ 入 札 日 時	令和8年9月15日 午前9時00分から午後5時00分まで
設 計 図 書 等 の 質 疑 期 限	令和8年9月9日 正午まで (suidonyusatu@city.higashiosaka.lg.jp)
開 札 日 時	令和8年9月16日 午前10時00分
公 表 日 時	令和8年9月16日 午前11時00分 公表の時刻は予定であり、当日の入札案件数、その他の都合により遅れる場合がある。
申 請 ・ 入 札 、 開 札 の 場 所	東大阪市若江西新町一丁目6番6号 東大阪市上下水道局水道総務部管財課

入札に参加できる資格要件について

営 業 所 の 所 在	建設業法に基づく主たる営業所又は従たる営業所を大阪府内に有する「 市内業者・準市内業者・府内業者 」であること。
登 録 業 種	入札参加有資格者名簿の第一希望登録業種に、「 機械器具設置一般 」で登録されていること。
申 請 可 能 業 者	上記登録業種に係る直近の経営規模等評価結果通知書総合評価値通知書(入札日時点において、有効かつ 最新のものに限る。)の総合評価点(P点)(市内業者においては発注者別評価点を加えた点数)を 610 点以上有している者であること。
建 設 業 許 可	特定建設業又は一般建設業

○ 建設業法第19条の2に基づく現場代理人、同法第26条に基づく主任技術者又は監理技術者を配置できること。

○ 次のいずれにも該当しないものであること。

ア 東大阪市上下水道局入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者

イ 東大阪市上下水道局建設工事業者指名選定要綱の指名制限又は除外に該当する者

ウ 東大阪市上下水道局公共工事等暴力団対策措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者又は同要綱別表第1に掲げる措置要件に該当する者

電子入札参加に関する一般的事項

1 入札保証金に関する事項

東大阪市上下水道局水道契約規程(平成23年東大阪市上下水道局管理規程第5号)第12条第2号の規定により免除とする。

2 入札の無効に関する事項

東大阪市上下水道局水道契約規程第18条各号のいずれかに該当する入札。

3 入札方法等に関する事項

(1) 申請書、工事費内訳書及び入札書について

ア 入札参加者は、東大阪市電子入札システム(以下、「システム」という。)を用い、東大阪市上下水道局水道総務部管財課(以下、「管財課」という。)が規定する様式に基づき、電子入札参加申請書、工事費内訳書及び入札書を同時に提出すること。なお、齟齬又は入力漏れ等の不備がある場合は無効とする。

イ 契約締結に当たっては、入札書に入力された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって契約価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力すること。なお、入札金額は工事費内訳書の金額と同額であること。

ウ 入札参加者は、提出した申請書、工事費内訳書及び入札書の訂正、引換え又は撤回をすることはできない。

エ 入札に際しては、本市に利用登録を行っているICカードを用いて入札すること。

(2) 発注案件に対する質疑回答について

入札参加者が質疑を行う場合は、管財課が指定する様式で入札参加者名を特定できる内容を記載しないうえで、管財課までメール(suidonyusatu@city.higashiosaka.lg.jp)にて、管財課が指定する日時までに送信すること。なお、質疑に対する回答については、東大阪市電子入札情報のホームページにおいて公表するものとし、指定する様式以外で質疑がなされた場合、質疑期限を過ぎて質疑がなされた場合は回答しないものとする。

(3) 事前審査について

システムによる自動審査等による審査を行ったうえ、その結果について競争参加資格確認通知書をシステムにより送信する。
なお、競争参加資格無しのお知らせを受けた者は当該入札に参加できない。

(4) 落札候補者及び落札者について

開札後、予定価格と最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって入札をした者(同額の場合にあつてはシステムによる電子くじにより、くじ順位が1である者。)を落札候補者とする。この者には、開札日のうちに通知をすることとし、事後審査に必要な次に掲げる書類(その他の書類は事後審査書類として認めない。)について、通知を受けた翌開札日の午後5時までに提出を求め、提出された書類について審査を実施して落札者を決定する。なお、落札者と認められなかった場合は次順位以降の者(同額の場合にあつてはシステムによる電子くじにより、くじ順位が2以降である者。)について順次審査を実施して落札者を決定する。

ア 経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写し

イ 配置予定現場代理人の経歴書

ウ 配置予定主任技術者又は監理技術者の経歴書及び資格を証明する免許証等の写し(監理技術者講習修了証を含む。)

エ イ及びウに選任された者において、当該業者との直接的かつ恒常的な雇用関係が証明できる以下資料のいずれかの写し

(a) 監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証

(b) 市区町村が発行した住民税特別徴収税額の決定通知書

(c) 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書

(d) 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書

※上記の資料が提出できない場合

(e) 所属会社の雇用証明書等(氏名・事業者名称(代表者職氏名等含む)・証明日・雇用形態・雇用開始日の記載があり、使用印が押印されたもの)

(f) その他公的機関の発行した書類で上記に準じ常勤の確認ができるもの

※ 配置予定の現場代理人及び技術者等は、入札日時において直接的かつ恒常的な雇用関係(3ヶ月以上の雇用関係)があることを証明できる者とする。

(5) 非落札となった理由の説明について

ア 落札候補者に係る事後審査の結果、落札者と認められなかった者は、事後審査の翌開札日までに通知することとし、通知を受けた者はその理由について説明を求めることができる。

イ 前号の説明を求める場合は、通知を受けた翌開札日までに、管財課まで書面を持参の上、提出しなければならない。

ウ 説明の求めがあったときは、書面で回答する。

4 契約保証金の額

契約金額の100分の10に相当する額以上とする。ただし、契約金額が500万円未満の案件又は単価契約案件についてはこの限りではない。

5 その他

(1) 次のいずれかの関係に該当する者同士の入札参加は認めない。

ア 親会社(会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。)と子会社(会社法第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。)の関係にある者

イ 親会社を同じくする子会社同士の者

ウ 一方の会社の役員(監査役は含まない。以下同じ。))が、他方の会社の役員を現に兼ねている者

エ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている者

(2) 官公需適格組合とその組合員との同時の入札参加申請は認めない。

(3) 入札結果において、何らかの規則性がみられるなど職員が談合があると疑うに足る事実を得た場合は、落札決定を保留し、入札参加者から事情聴取を行い、調査することができる。

(4) 入札後、入札参加者に対し、ヒアリングの実施及び詳細内訳書等の提出を求める場合がある。調査対象者は速やかに調査に応じなければならない。

(5) 実施要領に記載の無い事項については「東大阪市上下水道局制限付き一般競争入札実施要綱」「電子入札参加についての注意事項(水道)」「東大阪市建設工事における現場代理人及び技術者等に関する留意事項」を確認すること。

6 問い合わせ先

東大阪市若江西新町一丁目6番6号

東大阪市上下水道局水道総務部管財課

電話 06-6724-1221

メールアドレス suidonyusatu@city.higashiosaka.lg.jp

建設工事制限付き一般競争入札実施要領

1 入札に付する事項

- (1) 工 事 件 名 (R8 自ポ-3) 水走配水場無停電電源装置更新工事
- (2) 工 事 場 所 東大阪市水走一丁目 14 番 61 号 (水走配水場)
- (3) 工 期 契約日の翌日から令和9年3月17日まで
- (4) 工 事 概 要 設計図書のとおり
- (5) 予 定 価 格 (税抜き) 94,390,000 円
- (6) 低入札価格調査基準価格 事後公表 (契約締結後、遅滞なく公表する。)
- (7) 失格基準価格 事後公表 (契約締結後、遅滞なく公表する。)
- (8) 支 払 条 件 前払金40%以内、残額完工検査後払

2 入札に参加する者に必要な資格

電子入札参加申請書及び入札書の提出日現在において、次に掲げる要件すべてに該当しなければならない。

- (1) 建設業法に基づく主たる営業所を東大阪市内に有する「市内業者」であること。
- (2) 令和8・9・10年度入札参加有資格者名簿の第一希望登録業種に「電気一般」で登録されていること。
- (3) 「電気」に係る直近の経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書 (入札日時点において、有効かつ最新のものに限る。)の総合評点 (P点) に発注者別評価点を加算した点数が700点以上有している者であること。
- (4) 建設業法 (昭和24年法律第100号) 第15条の規定により、建設工事の種類「電気工事」に係る特定建設業の許可を得ているもの。
- (5) 配置予定の現場代理人、監理技術者が適正に配置できること。
- (6) 東大阪市上下水道局入札参加停止要綱による入札参加停止期間中でないこと。
- (7) 東大阪市上下水道局公共工事等暴力団対策措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けていない者又は同要綱別表第1に掲げる措置要件に該当しない者であること。
- (8) 東大阪市上下水道局建設工事業者指名選定要綱の指名の制限又は除外に該当しない者であること。
- (9) 次のいずれかの関係に該当する者同士の入札参加は認めない。
 - (i) 親会社 (会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。) と子会社 (会社法第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。) の関係にある者
 - (ii) 親会社を同じくする子会社同士の者
 - (iii) 一方の会社の役員 (監査役は含まない。以下同じ。) が、他方の会社の役員を現に兼ねている者
 - (iv) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている者
- (10) 官公需適格組合とその組合員との同時の入札参加は認めない。

3 低入札価格調査基準価格について

当案件は低入札価格調査の対象案件であり、最低価格入札者が低入札価格調査基準価格（以下、調査基準価格という。）を下回る金額であった場合、当該入札者に対し低入札価格調査を実施するものとする（詳しくは、「13 落札候補者の決定について」を参照のこと）。調査基準価格の算出は、予定価格算出の基礎となったそれぞれの額（税抜き金額。以下、「直接工事費額等」という。）に次の率を乗じた額の合計額を算出し、別に定めるランダム係数を乗じたものとする。

- (1) 直接工事費額 97%
- (2) 共通仮設費額 90%
- (3) 現場管理費額 90%
- (4) 一般管理費額 68%

4 失格基準価格について

失格基準価格を下回る入札があった場合は、低入札価格調査を実施することなく失格とする。失格基準価格の算出は、直接工事費額等に次の率を乗じた額の合計額を算出し、別に定めるランダム係数を乗じたものとする。

- (1) 直接工事費額 75%
- (2) 共通仮設費額 70%
- (3) 現場管理費額 70%
- (4) 一般管理費額 30%

5 低入札価格調査時の労務単価の基準について

東大阪市上下水道局低入札価格調査制度実施要綱第9条第9号の労務者の具体的供給見通し（様式6）及び東大阪市上下水道局低入札価格調査制度実施要綱に係る事務取扱第3条第8号における労務単価は令和8年2月17日付で国土交通省から示されたものを基準とする。

6 契約条項を示す日時及び場所

- (1) 日 時 令和8年9月1日（火）午後3時
- (2) 場 所 東大阪市上下水道局電子揭示場（水道入札公告）

7 申請・入札日時

令和8年9月15日（火） 午前9時から午後5時までの間

8 開札日時及び場所

- (1) 日 時 令和8年9月16日（水）午前10時
- (2) 場 所 東大阪市若江西新町一丁目6番6号
東大阪市上下水道局水道庁舎2階 水道総務部管財課

9 開札結果情報公開開始予定の日時及び場所

- (1) 日 時 令和8年9月16日（水）午前11時
- (2) 場 所 東大阪市若江西新町一丁目6番6号
東大阪市上下水道局水道庁舎2階 水道総務部管財課

（注）公表の時刻は予定であり、当日の入札案件数、その他の都合により遅れる場合がある。

（※ただし、低入札価格調査を実施する場合は入札結果公表の時期を低入札価格調査終了後とする。）

10 入札保証金に関する事項

東大阪市上下水道局水道契約規程第12条第2号の規定により免除とする。

11 入札の無効に関する事項

東大阪市上下水道局水道契約規程第18条各号のいずれかに該当する入札。

12 入札方法等に関する事項

(1) 電子入札参加申請書、工事費内訳書及び入札書について

ア 入札参加者は、東大阪市電子入札システム（以下、「システム」という。）を用い、東大阪市上下水道局水道総務部管財課（以下、「管財課」という。）が規定する様式に基づき、電子入札参加申請書、工事費内訳書及び入札書を同時に提出すること。なお、齟齬又は入力漏れ等の不備がある場合は無効とする。

イ 契約締結に当たっては、入札書に入力された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって契約価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力すること。なお、入札金額は工事費内訳書の金額と同額であることとする。

ウ 入札参加者は、提出した電子入札参加申請書、工事費内訳書及び入札書の訂正、引換え又は撤回をすることはできない。

エ 入札に際しては、本市に利用登録を行っているＩＣカードを用いて入札すること。

(2) 発注案件に対する質疑について

入札参加者が質疑を行う場合は、入札参加者名を特定できる内容を記載しないうえで、管財課（suidonyusatu@city.higashiosaka.lg.jp）に、令和8年9月9日（水）正午までにメールで送信すること。なお、質疑に対する回答については、東大阪市電子入札情報のホームページにおいて公表するものとし、指定する様式以外で質疑がなされた場合、質疑期限を過ぎて質疑がなされた場合は回答しないものとする。

(3) 事前審査について

入札書受付期間終了後、システムによる自動審査等による審査を行ったうえ、その結果について競争参加資格確認通知書をシステムにより送信する。なお、競争参加資格無しの通知を受けた者は当該入札に参加することはできないこととする。

13 落札候補者の決定について

開札後、予定価格と失格基準価格の範囲内で最低の価格をもって入札をした者（同額の場合にあつてはシステムによる電子くじにより、くじ順位が1である者。）を落札候補者とする。ただし、最低の価格をもって入札をした者が調査基準価格を下回る金額での入札であった場合、低入札価格調査を実施するものとし、調査審議の結果、契約の内容に適合した履行がなされると認められた場合は、当該低入札価格入札者を落札候補者とする。認められなかった場合は、当該低入札価格入札者を落札候補者とせず、次順位以降の者を落札候補者とする。ただし、次順位者が調査基準価格を下回る入札者である場合は、同様に低入札価格調査を実施し、落札候補者を決定する。低入札価格調査の対象となった者においては、通知を受けた日の翌々開庁日の午後5時までに、別表の(1)～(13)に定める調査資料を提出するものとし、必要があれば事情聴取等の調査に応じなければならない。

14 落札者の決定について

落札候補者に対しては、当該落札候補者が決定した日のうちに通知することとし、事後審査に必要な次の各号に掲げる書類（この他の書類は事後審査書類として認めない。）を、通知を受けた翌開庁日の午後5時までに提出を求め、提出された書類について審査確認を実施して落札者を決定する。落札者の決定により、入札は終了とする。なお、提出がない場合又は審査基準を満たさないと認められる場合は次順位以降の者（同額の場合にあつてはシステムによる電子くじにより、くじ順位が2以降である者。）について順次審査確認を実施して落札者を決定する。ただし、調査基準価格を下回る価格をもって入札した者を落

札者とする場合は、契約の内容に適合した履行を確約する旨の誓約書（東大阪市上下水道局低入札価格調査制度実施要綱の様式9）を提出すること。

- (1) 経営規模等評価結果通知書総合評価値通知書の写し
- (2) 配置予定現場代理人の経歴書
- (3) 配置予定監理技術者の経歴書及び資格を証明する免許証等の写し（監理技術者講習修了証を含む）
- (4) (2)及び(3)に選任された者において、当該業者との直接的かつ恒常的な雇用関係が証明できる以下資料のいずれかの写し
 - (a) 監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証
 - (b) 市区町村が発行した住民税特別徴収税額の決定通知書
 - (c) 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書
 - (d) 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書

※上記の資料が提出できない場合

- (e) 所属会社の雇用証明書等（氏名・事業者名称（代表者職氏名等含む）・証明日・雇用形態・雇用開始日の記載があり、使用印が押印されたもの）
- (f) その他公的機関の発行した書類で上記に準じ常勤の確認ができるもの

※ 配置予定の現場代理人及び技術者は、入札日時点において直接的かつ恒常的な雇用関係（3ヶ月以上の雇用関係）があることを証明できる者とする。また、調査基準価格を下回る価格をもって落札者とする場合、配置予定の現場代理人及び技術者は監理技術者の専任の合理化・特例監理技術者・監理技術者補佐の適用外とする。

15 非落札の理由説明請求に関する事項

- (1) 落札候補者に係る事後審査の結果、落札者と認められなかった者は、事後審査の翌開庁日までに通知することとし、通知を受けた者はその理由について説明を求めることができる。
- (2) 前号の説明を求める場合は、前号の通知を受けた翌開庁日までに、管財課まで書面を持参の上、提出しなければならない。
- (3) 説明の求めがあったときは、前号の書面を受けた翌開庁日までに回答する。

16 契約に関する事項

- (1) 契約保証金について

契約保証金の額は、契約金額の100分の10に相当する額以上とする。ただし、低入札価格落札による契約については、契約金額の100分の30に相当する額以上とする。

- (2) 契約書について

落札者は、契約書に記名押印し、東大阪市上下水道事業管理者が定める書類と併せて、落札決定の日から5開庁日以内に管財課に提出しなければならない。ただし、東大阪市上下水道事業管理者の承認を得た場合は、この期間を変更することができる。

- (3) 落札者が前号に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札者としての権利を失う。

- (4) 契約不適合責任について

低入札価格落札による契約については、当該工事請負契約書に規定する契約不適合責任の存続期間は、工事目的物の引渡しを受けた日から4年とする。また、低入札価格落札による契約でない場合は2年とする。

17 労務費ダンピング調査について

当案件は労務費ダンピング調査の対象案件であり、落札候補者が工事費内訳書に記載した直接工事費が一定水準（※）を下回った場合、開札後速やかにその理由の確認を行う。

※土木工事 ＝ 当該工事の直接工事費の官積算額 × 0.97

建築工事（電気工事、管工事等を含む） ＝ 当該工事の直接工事費の官積算額 × (1－0.1) × 0.97

理由の確認方法は、原則書面（別紙）により実施するものとし、低入札価格調査の対象となった場合は、低入札価格調査において労務費の詳細確認を行うため、書面の提出は不要とする。

18 その他

- (1) 入札結果において、何らかの規則性がみられるなど職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合は落札決定を保留し、入札参加者から事情聴取を行い、調査することができる。
- (2) 入札後、入札参加者に対し、ヒアリングの実施及び詳細内訳書等の提出を求める場合がある。調査対象者は速やかに調査に応じなければならない。
- (3) 当実施要領に記載のない事項については、「東大阪市上下水道局制限付き一般競争入札実施要綱」、「電子入札参加についての注意事項（水道）」、「東大阪市建設工事における現場代理人及び技術者等に関する留意事項」、「東大阪市上下水道局低入札価格調査制度実施要綱」及び「東大阪市上下水道局低入札調査制度実施要綱にかかる事務取扱」を確認すること。

19 問い合わせ先

東大阪市若江西新町一丁目 6 番 6 号

東大阪市上下水道局水道総務部管財課

電話 06－6724－1221

メールアドレス suidonyusatu@city.higashiosaka.lg.jp

別表：低入札価格調査における必要書類一覧

※紙資料 5 部及びデータが入った電磁的記録媒体（CD-R または DVD-R）を提出

調 査 資 料	詳 細 内 容
(1) 低入札価格調査報告書（様式 1）	
(2) 当該価格で入札した理由（自由様式）	
(3) 入札価格の詳細内訳書	・設計書の工事費内訳書の項目に一致した内訳書とする。 ・契約対象工事の施工に当たって必要とする全ての費用（法定福利費を含む）を計上しなければならない。 ・一次下請予定者や取引予定業者の見積書（押印されたもの）の写しなど積算根拠を示すもの（取引実績や購入原価等に裏付けられたもの）を添付し、内訳書の中のいずれに計上しているかを確認できるように番号等で記載すること。 ・下請業者の労務単価を確認できるようにすること
(4) 手持工事の状況（様式 2）	・現在、東大阪市内で施工中の全ての工事について記入すること。 ・工事現場が確認できる図面（当該対象工事の位置図も記入）を添付すること。 ※縮尺は自由
(5) 当該工事現場と入札者の事業所、倉庫等との地理的關係（自由様式）	・分かりやすい地図で契約対象工事箇所と入札者の事務所倉庫等との関連が明確になるように記載すること。
(6) 手持資材の状況（様式 3）	・当該工事に関する資材について記入し、具体的な数量、活用方法及び保管状況が確認できるよう、状況写真を添付すること。
(7) 資材購入先との関係（様式 4）	・資材購入先及び購入先との関係を備考欄に記載すること。（例）協力会社、同族会社 ・特に低入札価格の根拠となるものは、記載漏れのないように注意すること。
(8) 手持機械の状況（様式 5）	・当該工事に関する手持機械について記入し、写真、自主検査記録票、自動車検査証の写し等を添付すること。
(9) 労務者の具体的供給見通し（様式 6）	・自社労務者と下請け労務者を区別し、下請業者名を記載すること。 ・当該工事に従事する全労務者の労務単価について「令和 8 年 2 月 17 日付で国土交通省から示された労務単価」の 97%以上を計上しなければならない。 ・職種については、設計書及び国土交通省が使用している名称で記載すること。 ・自社労務者に関しては、雇用確認のための書類を添付すること。
(10) 過去に施工した公共事業名及び発注者（様式 7）	・直近 3 年以内の完了済みの公共工事について記載すること。 ・低入札の実績の案件には、備考欄に◎印を記載すること。
(11) 建設副産物の搬出地（様式 8）	・当該工事で発生する、すべての建設副産物について記入すること。 ・搬出予定地が明確にされていること。
(12) 経営内容（自由様式）	・直近の経営事項審査結果通知の写し及び財務諸表を添付すること。
(13) 信用状況（自由様式）	・建設業法違反の有無、賃金不払いの状況、下請代金の支払遅延状況等について記載すること。